

湖南省域における工場排水に関する基準値

項目	下水道法 排除基準値	水濁法 排水基準値
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
シアン化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
有機リン化合物	検出されないこと	検出されないこと
鉛及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
六価クロム化合物	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下
砒素及びその化合物	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
トリクロロエチレン	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
ジクロロメタン	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
四塩化炭素	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	3mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
チウラム	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
シマジン	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
チオベンカルブ	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
ベンゼン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
ほう素及びその化合物	10mg/L以下	10mg/L以下
ふっ素及びその化合物	8mg/L以下	8mg/L以下
ダイオキシン類	10pg/L以下	—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物	—	100mg/L以下 ※1
1,4-ジオキサン	—	0.5mg/L以下
フェノール類	5(1)mg/L以下 ※3	1mg/L以下
銅及びその化合物	3(1)mg/L以下 ※3	1mg/L以下
亜鉛及びその化合物	2(1)mg/L以下 ※3	1mg/L以下
鉄及びその化合物(溶解性)	10mg/L以下	10mg/L以下
マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/L以下	10mg/L以下
クロム及びその化合物	2(0.1)mg/L以下 ※3	0.1mg/L以下
大腸菌群数	—	3000mg/L以下
アンモニア性窒素、亜硝酸態窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/L未満	—
水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	6.0以上8.5以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	600または1200mg/L未満 ※2	(別紙) ※4
化学的酸素要求量(COD)	—	(別紙) ※4
浮遊物質(SS)	600または1200mg/L未満 ※2	(別紙) ※4
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5mg/L未満	5mg/L以下
動植物油脂類含有量	30(20)mg/L未満 ※3	20mg/L以下
窒素含有量	(60または120)mg/L未満 ※2, 3	(別紙) ※4
リン含有量	(10または20)mg/L未満 ※2, 3	(別紙) ※4
温度	45°C未満	—
よう素消費量	220mg/L未満	—
アンチモン含有量	(0.05)mg/L未満 ※3	0.05mg/L以下
ニッケル含有量	(1)mg/L未満 ※3	—
色・臭気等	公共下水道からの放流水が排出先の公共用水域において人の健康又は生活環境に支障をきたすような異常な色及び臭気を帯びていないこと(下水色・下水臭を除く。)	排水先の公共用水域において人の健康または生活環境に支障をきたすような温度の変化をもたらさないことおよび色、臭気を帯びていないこと

※1 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素の合計に関して1リットルにつきミリグラム

※2 下水道法 排除基準値において、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、窒素含有量、リン含有量に数字が2個ずつ記載されているのは、日平均排水量が10m<sup>3</sup>以上(左の数値)か10m<sup>3</sup>未満(右の数値)かによる。

※3 下水道法 排除基準値において、( )内の数値は日間平均値を示す。

※4 水濁法 排水基準値において、※の項目は、日平均排水量および業種区分により変わる。別紙 参照。

水濁法 排水基準値のうち、日平均排水量および業種区分により変わる項目と、その数値

		1日の平均的な 排水の総量	既 設					
			窒素含有量 (単位 ; mg/L)	リン含有量 (単位 ; mg/L)	生物化学的 酸素要求量 (単位 ; mg/L)	化学的 酸素要求量 (単位 ; mg/L)	浮遊物質 量 (単位 ; mg/L)	
業種区分								
製造業	食料品製造業 (弁当製造業 を除く。)	10立方メートル以上 30立方メートル未満	40(以下)	8(以下)	100(以下)	100(以下)	90(以下)	
		30立方メートル以上 50立方メートル未満	25	4	70	70	90	
		50立方メートル以上 1,000立方メートル未満	20	3	50	50	70	
		1,000立方メートル以上	15	2	40	40	70	
	化学工業 (ゼラチン 製造業 を除く。)	10立方メートル以上 30立方メートル未満	20	5	70	70	90	
		30立方メートル以上 50立方メートル未満	12	2	40	40	90	
		50立方メートル以上 1,000立方メートル未満	10	1.5	30	30	70	
		1,000立方メートル以上	8	1	20	20	70	
	その他の 製造業	10立方メートル以上 30立方メートル未満	40	2	70	70	90	
		30立方メートル以上 50立方メートル未満	15	1.5	40	40	90	
		50立方メートル以上 1,000立方メートル未満	12	1.2	30	30	70	
		1,000立方メートル以上	8	0.8	20	20	70	
	その他の 業種等	その他の 事業場	10立方メートル以上 30立方メートル未満	60	8	90	90	90
			30立方メートル以上 50立方メートル未満	30	5	70	70	90
			50立方メートル以上 1,000立方メートル未満	25	5	50	50	70
			1,000立方メートル以上	20	3	40	40	70